相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区三番町二四番地七、最後の住所川崎市中原区丸子通二丁目四三一番地
被相続人　亡　廣瀬　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　坂本　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区汲沢町一六三番地五、最後の住所横浜市戸塚区汲沢町一六三番地五クリオ戸塚参番館五〇六号
被相続人　亡　遠矢　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階
相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡新得町字新得東一線三五番地、最後の住所横浜市鶴見区鶴見中央四丁目五番九―三〇一号　被相続人　亡　樋口　安雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階
相続財産管理人　弁護士　延命　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市羽茂飯岡三一一番地、最後の住所新潟県佐渡市羽茂本郷二五番地　はもちの里
被相続人　亡　伊藤ミツヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
新潟県佐渡市真野新町七七二番地三
相続財産管理人　司法書士　金子　精一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市仲町三六三三番地二、最後の住所長野県茅野市仲町七番八号
被相続人　亡　中村榮司朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
事務所長野県諏訪市沖田町四番地二五沖田Mビル一階　トリニティ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市伺去一六番地一一、最後の住所静岡県田方郡函南町平井一七五三番地の二五　ヘルシーマンションオリーブヒル二〇九
被相続人　亡　石黒　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
静岡県伊豆の国市南條一五九三番地　小川ビル三〇三号　伊豆中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾沢　勇紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県安倍郡有度村草薙一八四八番地の一、最後の住所静岡県清水市草薙五五番地
被相続人　亡　瀧　せい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
事務所静岡市葵区研屋町三三―一　佐藤・清水法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市須崎町一四八番地、最後の住所京都府京都市中京区三条通東洞院東入菱屋町三九番地
被相続人　亡　冊山　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
京都府京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇　弘希ビル二階・三階　弘希総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米田雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区上野芝町三丁六四七番地四、最後の住所大阪府堺市西区上野芝町三丁六番一二―九〇七号
被相続人　亡　髙橋　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県御坊市薗六三三番地六、最後の住所和歌山県和歌山市松島九四番地
被相続人　亡　河野　文一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
事務所和歌山県和歌山市三番丁七七番地
相続財産管理人　司法書士　桝谷　知樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市蒜山上長田二二二一番地、最後の住所岡山市中区西川原一丁目一四番一七号
被相続人　亡　中島　伸浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
岡山県真庭市勝山三三九番地三
相続財産管理人　司法書士　下垣　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区西中島町四二番地、最後の住所岡山県倉敷市阿知三丁目五番一七号
被相続人　亡　鶴川　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
事務所岡山県倉敷市川西町三番一五号　第一オフィス
相続財産管理人　司法書士　大熊　恵子

第44期決算公告

平成28年8月22日　埼玉県日高市下大谷沢8番地1
COM電子開発株式会社
代表取締役　見澤　裕

貸借対照表の要旨　（平成28年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,067,124	流動負債	168,063
固定資産	416,896	固定負債	753,288
		退職給引当金	229,268
		役員退職引当金	90,000
		株主資本	562,668
		資本金	45,750
		資本剰余金	13,376
		資本準備金	11,750
		利益剰余金	546,609
		利益準備金	5,558
		その他利益剰余金	541,051
		（うち当期純利益）	(70,212)
		自己株式	△43,067
資産合計	1,484,020	負債・純資産合計	1,484,020